

「米原市人権施策基本方針(改訂版)」(案)の主な内容

▼人権尊重の基本理念

市民参加と協働のまちづくりを進め、年齢、性別、国籍、障がいの有無など、人々の様々な個性や違いを超えて、多様な主体が共生できる地域社会を実現

▼人権意識の高揚を図るための施策について

人権への配慮が、日常生活での態度や行動に現れるような人権感覚・意識を十分身に付けることができるよう、人権教育および人権啓発を推進。

(1) 人権教育の推進

- ① 就学前教育
- ② 学校教育
- ③ 社会教育
- ④ 家庭教育
- (2) 人権啓発の推進
- ① 市民啓発
- ② 企業啓発
- ③ 行政職員研修
- ④ 啓発教材の活用

今回、新たな人権の視点として
⑦ 生活困難者の人権と
⑧ 労働者の人権を
盛り込んだよ

▼人権問題における分野ごとの施策について

- (1) 同和問題
- (2) 子どもの人権
- (3) 女性の人権
- (4) 高齢者の人権
- (5) 障がい者の人権
- (6) 外国人の人権
- (7) 生活困難者の人権
- (8) 労働者の人権
- (9) その他様々な人権

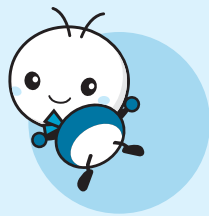
▼その他人権施策を推進するために必要なこと

- (1) 推進体制の充実
「米原市人権尊重のまちづくり推進本部」を中心に施策推進。
国や県、近隣市などの行政機関と密接な連携、相互協力。
- (2) 人権擁護の推進
相談窓口の充実と周知。人権侵害による被害者救済の対応充実と強化。
- (3) 推進計画の策定および基本方針の見直し
社会情勢の変化等を勘案し、基本方針を見直し。また、全ての人権分野における実態把握(実態調査)の実施に努め、施策の具体的な実施を示した推進計画の策定に努める。

「人権施策基本方針(改訂版)」の 市民のみなさんの パブリックコメント ご意見を募集します



市では、人権尊重のまちづくりを進めるため人権尊重のまちづくり条例を平成19年に施行しました。この条例を具体的に実現するため人権尊重のまちづくり審議会を設置し、人権施策基本方針(初版)を策定して人権施策の推進を図ってきました。



しかし、近年の社会情勢の変化に伴いインターネットによる人権侵害など新たな人権課題が発生していることから、人権意識調査の結果や審議会での議論を踏まえ、基本方針の改訂作業を進めてきました。

この度、改訂案がまとまりましたので、市民のみなさんからご意見を募集します。ぜひご意見をお寄せください。

意見の提出方法と閲覧場所

● 募集期間

11月27日(木)まで

● 改訂案の閲覧場所

市公式ウェブサイト、市役所各庁舎と市立図書館の「市政情報プラザ」、行政サービスセンター

● 提出先

閲覧場所で直接提出いただくか、郵送、ファクスで左記へ提出してください。

● お問い合わせ

総務部 人権政策課(米原庁舎)
TEL 0521-85501
米原市下多良三丁目3番地
TEL 0521-60229 FAX 0521-45009

